

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社三和電工社

業者の住所：福井県鯖江市二丁掛町第14号20番地

2 指名停止措置期間：令和8年5月29日から令和8年8月28日まで(3か月)

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社の代表取締役は、福井県丹南土木事務所が発注した道路照明灯修繕業務の随意契約に関し、県職員から非公開の見積徴収業者の数および業者名を入手したとして、令和7年9月30日、官製談合防止法違反および公契約関係競売等妨害罪で起訴されたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の8

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～7 略	
(競売入札妨害又は談合)	
8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕さ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴提起を知った日から全ブロックを対象として3か月以上12か月以内
9～14 略	